

## 福岡県公報

令和5年11月10日  
第 446 号

## 目次

## 告示 (第703号 - 第708号)

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
公 告		
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	3
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6

## 告 示

## 福岡県告示第703号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市西区大字 小呂島	北川 政義	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧小呂島漁業協同組合の地区 (小呂島加入区)	小型特定漁業及び小型一般漁業
〃	鳶田 掌		
福岡市西区大字 小呂島	島田 親次	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧小呂島漁業協同組合の地区 (小呂島加入区)	総トン数10トン以上100 トン未満の漁船により営 む漁業
〃	島田 健一		
宗像市地島	児島 敏治	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧地島漁業協同組合の地区 (地島加入区)	小型底びき網漁業、小型 特定漁業、小型一般漁業 及び小型定置網漁業
〃	奥 正彦		

## 福岡県告示第704号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市須川字辰ラズ153
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第705号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 5 年 11 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木久喜宮字城ヶ迫468、469、杷木若市字大谷3235、3236の1、3236の2、3237、3239から3241まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城ヶ迫468・469（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字大谷3235・3236の1・3237・3239から3241まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第706号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 5 年 11 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木松末字井尻1693の1、1711の1、字源東1807の1、1823の1、1824

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井尻1693の1・1711の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字源東1807の1・1823の1・1824（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第707号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所  
飯塚市八木山字七夕1514の4、1514の11、1514の13、1514の15
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字七夕1514の13・1514の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第708号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡筑前町曾根田字中ノ谷44の31

- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告****公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
三潞南部土地改良区	令和5年10月30日

**公告**

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 失効した特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (2) 化学名 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類
- (3) 化学名 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

## 2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第134号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

## 3 失効年月日

令和5年11月5日

## 4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字宝山字半田843番9、846番1及び846番4から846番22まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行橋市大字吉国367番1

株式会社エルドールテクノス

代表取締役 村上 英明

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和5年10月27日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ瀬高店・ソフトバンクみやま・産直市場よってって瀬高店
- (2) 所在地 みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1外26筆

## 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前（平方メートル）	変更後（平方メートル）
4,130	4,792

## 4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
A棟北側	210	A棟北側及びB棟東側及びC棟西側	180

## (2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面 積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面 積 (平方メートル)
A棟東側	207	A棟東側	207
B棟東側	21	B棟東側	21
-	-	C棟南側	27
合計	228	合計	255

## (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容 量 (立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容 量 (立方メートル)
A棟北東側	25.29	A棟北東側	25.29
B棟北側	0.42	B棟北側	0.42
-	-	C棟南側 (建物内)	4.71
合計	25.71	合計	30.42

## 5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷捌施設No.1	午前 8 時 00 分から 午後 3 時 00 分	荷捌施設No.1	午前 8 時 00 分から 午後 3 時 00 分
荷捌施設No.2	午前 8 時 00 分から 午後 7 時 00 分	荷捌施設No.2	午前 8 時 00 分から 午後 7 時 00 分
-	-	荷捌施設No.3	午前 6 時 30 分から 午後 7 時 00 分

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和5年10月23日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ケーズデンキ筑後店

(2) 所在地 筑後市大字前津字大坪153-1他6筆

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
フジホーム株式会社 代表取締役 大藤 秀夫 八女郡広川町大字新代1389番地の585	株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

## 公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
ココロテラス株式会社	那珂川市片縄三丁目50番地	那珂川市片縄三丁目50番地	令和5年10月25日

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画公園（令和5年9月25日飯塚市告示第314号）

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（数値撮影（デジタル））
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	令和5年9月28日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点・4級基準点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市大字上内	令和5年10月13日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
築上郡築上町大字真如寺	令和5年10月18日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年11月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点・4級基準点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
八女市立花町北山	令和5年10月25日